

2017-B		V 29B			
拠出金・基金 の名称		税務行政執行共助条約の調整機関の分担金			
種 別		☒ イヤマークのみ ☐ 一部イヤマーク			
【拠出先の国際機関名】 経済協力開発機構(OECD)					
【所管官庁担当局課・室名】 国税庁長官官房国際業務課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 OECDが策定した共通報告基準(CRS)(注1)に基づく非居住者金融口座情報の自動的情報交換等には、国内法の整備に加えて、租税に関する相互行政支援に関する条約(税務行政執行共助条約)に基づき、多数国間における権限のある当局間の合意(MCAA)が必要であり、我が国も署名を行っている。 MCAAにおいて、税務行政執行共助条約の調整機関(注2)は、MCAA署名国に対し、MCAAの運営に係る費用を均等に負担することを義務付けている(平成29年には、4,980ユーロずつ負担することになっている)。 (注1)CRS(Common Reporting Standard)は、租税条約等の情報交換規定に基づき非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するために、平成26年にOECDにおいて策定された国際基準であり、100以上の国・地域がこの基準により非居住者金融口座情報の自動的情報交換を行うことを約束している。 (注2)調整機関とは、OECDの下に設置された税務行政執行共助条約締約国の権限のある当局の代表者からなる機関であり、税務行政執行共助条約の実施及び発展について監視している。					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ユーロ)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成29年度	608	5		1ユーロ=122円	-
平成28年度	-	-		1ユーロ=137円	-
平成27年度	-	-		1ユーロ=140円	-
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 MCAAへの署名及び運営費用の拠出により、国際的な自動的情報交換に関する枠組みへの参加が可能となり、海外への資産隠しや国際的租税回避行為をはじめとした様々な課税上の問題点の把握に資する。					
【備考】					